

## 福島区スポーツ推進委員推薦要領

### (目的)

第1条 本要領は、大阪市が大阪市スポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）を選考するための推薦にあたって、推進委員選考要領に基づき、福島区が推薦するにあたっての必要な事項を定める。

### (推進委員の職務)

第2条 推進委員は、次の職務を遂行する。

- (1) 住民に対してスポーツについての理解と関心を高めるための普及活動を図る。
- (2) 住民のスポーツ活動促進のための組織の育成・指導をはかる。
- (3) 市・区・地域のスポーツ振興事業の企画に参画し、その推進をはかる。
- (4) 各種スポーツ団体その他関係団体の事業について協力する。
- (5) 後継指導者の育成発掘をはかる。

### (推薦基準)

第3条 推薦にあたっては、次の事項を基準とする。

- (1) 当該区に居住する人。
- (2) 新任は、満20歳以上満63歳未満の人。
- (3) 再任は、満65歳未満の人。
- (4) スポーツに深い関心と理解のある人。
- (5) 地域、区、及び全市的に市民体育・スポーツの振興に係る事業の企画、運営、指導に熱意をもって携わることができる人。
- (6) 社会的信望があり指導的立場にある人。
- (7) 自己研鑽に努め、積極的に研修会等に参加できる人。

### (留意点)

第4条 推薦にあたって、次の点に留意する。

- (1) 本人の承諾を得て推薦する。
- (2) 地域の特性、得意種目や専門分野、役割分担等を十分考慮し、実践的な活動の出来る人を推薦する。
- (3) 女性の積極的登用を図る。
- (4) 地域での活動を活性化させるため、各小学校下につき概ね3名程度を目安に選出することが望ましい。

### (手続き)

第5条 推薦にあたっては、次の事項を手続きとする。

- (1) 区長は、推進委員候補者の選出にあたり、連合振興町会長に対して、推薦依頼を行う。
- (2) 連合振興町会長は、この要領に規定する基準を満たす人を選出し、区長に別紙様式の推薦届

を提出する。

(3) 区長は、(1)によらず、公募により候補者を選出することができる。

付 則

この要領は、令和元年12月10日から施行する。